

日野市パートナシップ制度(素案)

パブリックコメント実施結果(案)

「日野市パートナシップ制度（素案）」について、パブリックコメントを実施し、広く市民等からご意見を募りました。

意見募集期間	令和4年6月6日（月）～令和4年7月5日（火）
素案閲覧場所	日野市ホームページ、市内図書館、七生支所、豊田連絡所、平和と人権課
意見受付場所	平和と人権課
意見件数	意見通数 6通 意見総数 15件 *その他 公表を望まない方、記載必須事項未記入の方からのご意見(通数5通、総数22件)につきましては、パブリックコメントの要件を満たしていないため、対象外とし、非公開とします。

■日野市パートナーシップ制度(素案)への意見一覧と市の考え方

別紙

No.	資料掲載 ページ	意見概要	市の考え方
全体を通したご意見			
1	-	本制度の利用を考えている。ひとつひとつの言葉づかいや表現についても多様な性を持つ当事者等への配慮があり、嬉しく拝見することができた。	本制度の必要性や、多様な性の当事者への理解を広めるなど、多様な性、多様な生き方を尊重しあえるまちを目指します。
2	-	パートナーシップ制度を利用して日野市で暮らす人を、L G B T Qを理由に不当な差別、契約拒否などをしてはいけないという面の制度も合わせて設定するくらいでも良いかと思う。	ご意見を参考にさせていただきます。
3	-	L G B T Q +の方の生きづらさは、大人になってからというよりも、学生のうち、性自認をし始める時期の方が特にデリケートだと思う。学校教育などでも、このパートナーシップ制度の説明をする中で、世の中には色々な価値観、多様性があることを伝え、その場合の相談窓口や、からかってはいけないことなど、悩む当事者を救うことにもつなげてもらいたい。	ご意見を参考にさせていただきます。日野市教育委員会に働きかけてまいります。
1. 制度導入の趣旨・目的に関するご意見			
4	P1	誰もが、「多様な性の当事者」なので、第4次日野市男女平等行動計画に基づき、「多様な性の当事者」ではなく「性的マイノリティ」と表現するのが適切だと思う。	日野市パートナーシップ制度検討委員会や当事者等との意見交換会の場で、「性的マイノリティ」という表現を避けてほしいというご要望をいただきました。よって、本制度においては、「性的マイノリティ」を「多様な性の当事者」と表現することとしました。
5	P1	周囲の偏見などの生きづらさよりも、部屋が借りられない、長く一緒にいても相続等の権利が認められないなどの課題の方が問題なのではないか。2段落目の2行目の「社会の理解が不十分」という原因と合わせ、「法令や条例の制度整備が不十分」の面もあると思う。その点で、「日野市は条例として独自にこのパートナーシップ制度を策定し、誰もが暮らしやすい社会を作ります。」とする方がしっくりくると思う。	ご指摘いただいた内容を踏まえ、2段落目の2行目の「社会の理解が不十分」という表現を「社会の理解や制度の整備が不十分」という表現に変更します。
6	P1	第5段落目の「性自認」という表現に触れることで苦悩を深める者もいるのではないかと懸念される。「性自認や性的指向によらず、」の部分について、「多様な性・生き方を尊重しながら、」あるいは「体や戸籍上の性別、性的指向によらず、」等への変更を検討していただきたい。	「性自認や性的指向によらず」の表現を「性別等(男女の別だけではない多様な性の在り方)によらず」に変更します。

■日野市パートナーシップ制度(素案)への意見一覧と市の考え方

別紙

No.	資料掲載 ページ	意見概要	市の考え方
7	P1	脚注2「性自認」について ①「心の性」という表現について “心”自体に性別はなく、DSM-5やICD-11でもこうした表現は避けられつつあるため、「心の性」という表現は削除して欲しい。 ②「自分がどの性別であるか、あるいはいか」という表現について すでにカテゴライズされた性別を選択するようなニュアンスを感じ、性・性別の多様な広がりを尊重する本制度の趣旨と整合していないように感じられる。「自分自身の性や性別」等への変更を検討していただきたい。	①「心の性」は削除いたします。 ②については、ご意見を参考に、より良い表現に変更します。
2. 制度の概要に関するご意見			
(4)制度の対象者について			
8	P2	⑥一方又は双方が、多様な性の当事者であること 現時点においては事実婚を含めないようにするため、という意図は汲み取れる。しかし制度利用を当事者に限定することで、証明書を人に見せる=カミングアウトとなってしまうことが懸念されるので、修正もしくは検討が必要だと考える。	本制度は、「多様な性の当事者」のお困りごとの解消に努め、地域での理解を進めるなどを目的として導入するものです。よって「事実婚」は含めません。
9	P2	⑥一方又は双方が、多様な性の当事者であること 「多様な性の当事者」を要件にする必要性を感じないので、冒頭に「制度導入の主旨・目的をよくご理解いただいたうえで」を加え、⑥の要件は削除するのがよいと思う。	
2. 制度の概要に関するご意見			
(5)宣誓の手続きに必要な書類			
10	P3	③その他「通称名の使用」について 民法上の婚姻のように、パートナーと同じ名字を名乗りたい場合、通称名表記には対応してもらえるのか。	パートナーと同じ名字を通称名として使用することは可能ですが、通称名を使用する場合は、日常的に使用していることが分かる書類(社員証や郵送物の宛名など)の提出が必要です。

■日野市パートナーシップ制度(素案)への意見一覧と市の考え方

別紙

No.	資料掲載 ページ	意見概要	市の考え方
2. 制度の概要に関するご意見			
		(6)宣誓手続きの流れ	
11	P3	多様な性の当事者であるのか確認されることはあるのか。ないことを望む。	日野市パートナーシップ制度検討委員会や当事者などとの意見交換会の場で、宣誓時に「多様な性の当事者」であるかを確認書などで表明させないで欲しいというご要望をいただき、配慮すべきと考えております。宣誓の際に、宣誓の対象要件などを説明し、内容をよくご理解いただいた上で、宣誓していただきます。
12	P3	電話で連絡後、窓口と郵送で提出できるとなっているが、いずれの場合もプライバシーが守られ、不本意なカミングアウトやアウティングがないような配慮されていることやその配慮の具体についても記載していただきたい。	なお、プライバシーに配慮するため、宣誓される前に、平和と人権課にメールやお電話等でご連絡をいただき、宣誓日や個室対応などのご要望を伺い対応する予定です。また、郵送で宣誓される場合は、郵送事故の防止のため書留などでご提出いただくことを想定しております。以上につきましては、制度開始時に公表する「利用ガイド」に掲載する予定です。
13	P3	窓口申請の際は個室でご対応していただけるのか。	
14	P3	③宣誓証明書等の交付 通称名で宣誓した方の中には戸籍上の氏名の使用を嫌う方もいるのではないか。2種類の証明書を発行するので、宣誓証明書には戸籍上の氏名を記載し、宣誓証明カードには戸籍上の氏名を載せないなど使い分けがあると良いかと思う。	サービス利用時に、戸籍上の氏名が必要になることが想定されるため、証明書の裏面に、戸籍上の氏名を記すこととしております。なお、2種類の証明書は基本的に同じもので、持ち運びの利便性を考え、名刺サイズのカードを交付します。
2. 制度の概要に関するご意見			
		(7)宣誓証明書等の活用について	
15	P3	「誰もが等しく参画できる」という理念を掲げてパートナーシップ制度を運用するのであれば、少なくとも自治体に関わる税制において、婚姻に関する税制についてはパートナーシップも同等の権利を持つものとして運用すべきであると思う。今回のパートナーシップ制度の内容は宣言に終始している。婚姻関係により近づける運用を見据えたものかどうか、その展望も指し示すべきではないか。	本制度は条例上定めるものです。法律で定められている制度については効力が及びません。 なお、本制度は、婚姻の制度に代わるものではありません。